

広島県訓令第七号

本

序

広島県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令

この訓令の施行の際現に広島県行政組織規則の一部を改正する規則（平成二十七年広島県規則第三十一号。以下「改正規則」という。）による改正前の広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）による次の表の上欄に掲げる機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、改正規則による改正後の広島県行政組織規則による同表の下欄に掲げる機関の職員になるものとする。

旧機関名	新機関名
土木局	土木建築局
土木局土木総務課	土木建築局土木建築総務課
土木局建設産業課	土木建築局建設産業課
土木局用地課	土木建築局用地課
土木局技術企画課	土木建築局技術企画課
土木局道路河川管理課	土木建築局道路河川管理課
土木局道路企画課	土木建築局道路企画課
土木局砂防課	土木建築局砂防課
土木局河川課	土木建築局河川課
土木局砂防課	土木建築局砂防課
土木局空港振興課	土木建築局空港振興課
土木局港湾振興課	土木建築局港湾振興課
土木局港湾漁港整備課	土木建築局港湾漁港整備課

				土木局都市計画課
				土木局下水道公園課
			土木建築課	土木建築局下水道公園課
		土木局住宅課	土木建築局住宅課	土木建築局都市計画課
	土木局營繕課	土木建築局營繕課		

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。